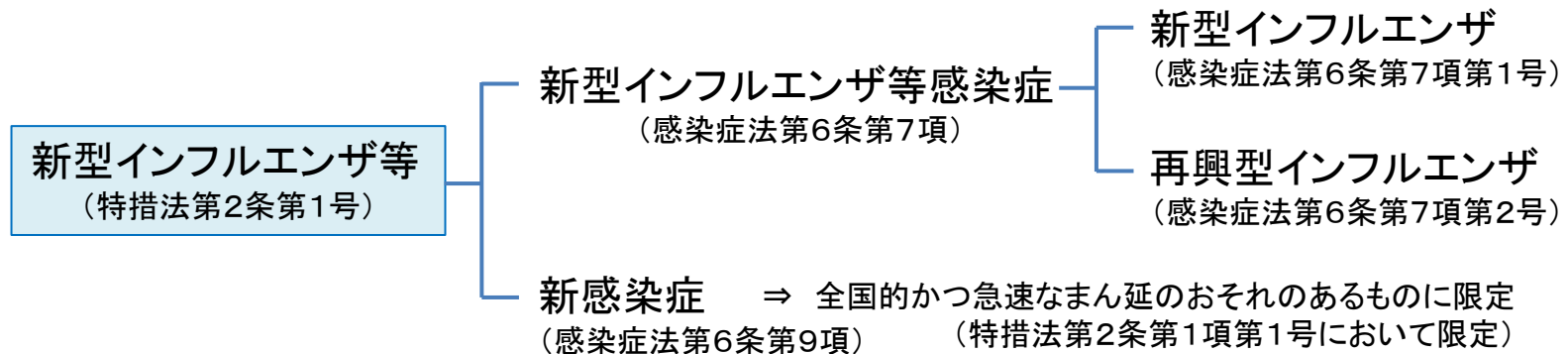


新型インフルエンザ等対策・特定接種 について

平成28年2月
内閣官房新型インフルエンザ等対策室

「新型インフルエンザ等」とは



- **新型インフルエンザ**とは、人から人に持続的に感染するウイルスを病原体とするインフルエンザであって、国民の大部分が免疫を獲得していないことから、全国かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。
- **再興型インフルエンザ**とは、かつて世界的に流行したインフルエンザであって、現在の国民の大部分が免疫を獲得していないことから、全国かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。
- **新感染症**とは、感染症であって、既知の疾病と病状や治療の結果が明らかに異なるもので、病状の程度が重篤であり、新型インフルエンザと同様に、まん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。

新型インフルエンザ等対策の必要性と被害想定

新型インフルエンザは、国民の大部分が免疫を獲得していないこと等から、**全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えることが懸念されている。**

※過去のパンデミックのデータを参考に、一つの例として以下を想定

- 発病率：全人口25%
- 医療機関を受診する患者数：約1,300万人～約2,500万人
- 入院患者数：（中等度）53万人～（重度）200万人
- 死亡者数 ：（中等度）17万人～（重度）64万人（致命率0.5%～2.0%）
- 従業員の欠勤率：最大40%程度（ピーク時の約2週間）

※上記の推計には、抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在のわが国の医療体制等を一切考慮していない。

新型インフルエンザ等発生時の社会影響

※「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」等において、一つの例として以下を想定

【新型インフルエンザ等発生時の社会影響】

- ① 国民の25%が、各地域ごとに流行期間(約8週間)の中でピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤することが予想されることから、り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し(免疫を得て)、職場に復帰する。
- ② ピーク時(約2週間)に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等(学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる)のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時(約2週間)には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

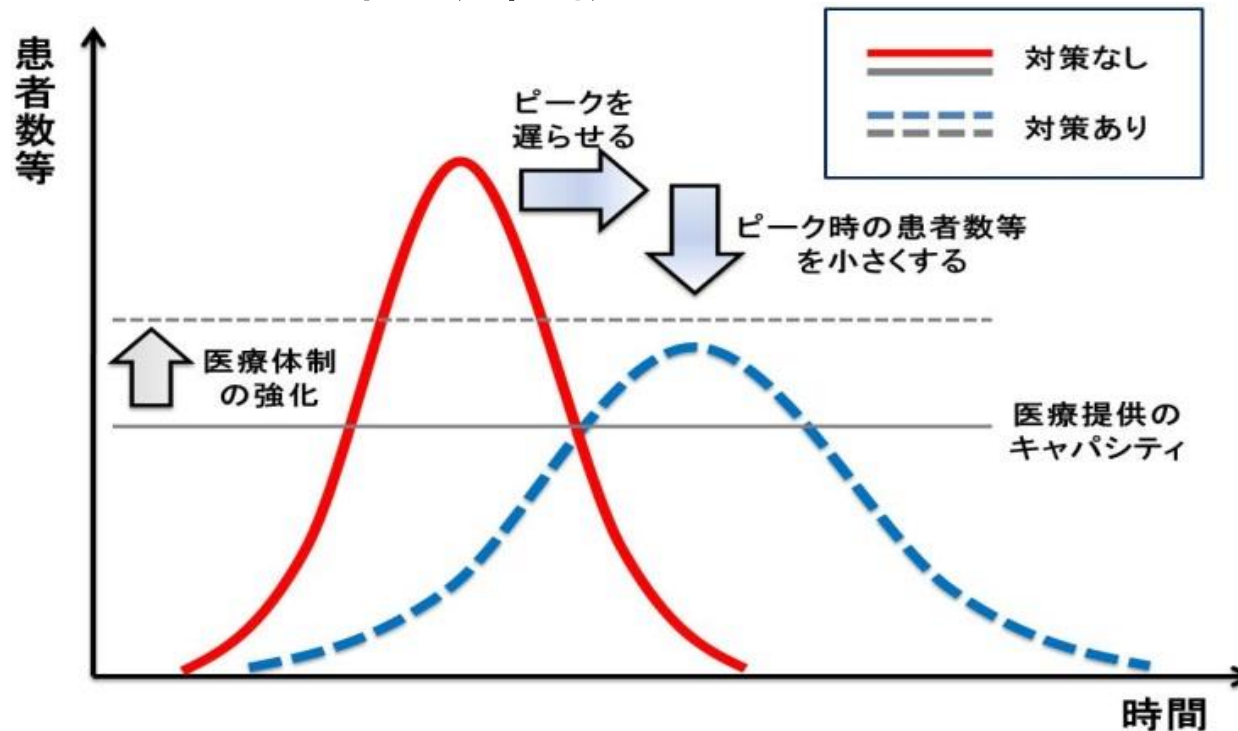
※2009年に発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)のピーク時にり患した者は国民の約1%(推定)

新型インフルエンザ等対策の基本的な方針①

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる。
2. 国民経済に及ぼす影響を最小とする。

- 流行のピークを遅らせ、医療体制整備等の時間を確保
- 流行のピーク時の患者数を少なくし、患者に適切な医療を提供
- BCPの作成・実施等により、国民経済安定のための業務を維持

<対策の効果 概念図>



新型インフルエンザ等対策の基本的な方針②

一つの対策に偏重した準備は大きなリスク



発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応することが必要



各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指す
(病原体の特徴、流行の状況等を踏まえ、対策の有効性や国民生活に与える影響等を総合的に勘案し、実施すべき対策を選択・決定)

具体的には、

- 発生に備えた事前の準備を周到に行っておく
- 発生した場合、検疫の強化等により、病原体の国内侵入をできるだけ遅らせる
- 国内発生当初は、感染拡大のスピードを遅らせることを目的とした対策を実施
(病原性等の情報が限られている場合には、最も被害が大きい場合を想定し強力な対策を実施し、状況の進展に応じて縮小・中止)
- 社会が緊張する中では不測の事態が想定されるため、状況を把握し、臨機応変に対処
- 医療以外の感染対策は、社会全体で取り組むことで効果が期待される
(事業者が職場における感染対策にとりくむことはもちろん、国民一人ひとりが感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要)

新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）

新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

1. 体制整備等

(1) 行動計画等の作成

- ① 国、地方公共団体の行動計画の作成、物資・資材の備蓄、訓練、国民への知識の普及
- ② 指定公共機関（医療、医薬品・医療機器の製造・販売、電力、ガス、輸送等を営む法人）の指定・業務計画の作成

(2) 発生時に国、都道府県の対策本部を設置、新型インフルエンザ等緊急事態に市町村の対策本部を設置

(3) 発生時における特定接種（登録事業者（※）の従業員等に対する先行的予防接種）の実施

(4) 海外発生時の水際対策の的確な実施

(5) 権利に制限が加えられるときであっても、当該制限は必要最小限のものとすること

「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」

新型インフルエンザ等（国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものに限る）が国内で発生し、全国かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき

2. 「新型インフルエンザ等緊急事態」発生の際の措置

- ① 外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示（潜伏期間、治癒するまでの期間等を考慮）
- ② 住民に対する予防接種の実施（国による必要な財政負担）
- ③ 医療提供体制の確保（臨時の医療施設等）
- ④ 緊急物資の運送の要請・指示
- ⑤ 政令で定める特定物資の売渡しの要請・収用
- ⑥ 埋葬・火葬の特例
- ⑦ 生活関連物資等の価格の安定（国民生活安定緊急措置法等の的確な運用）
- ⑧ 行政上の申請期限の延長等
- ⑨ 政府関係金融機関等による融資

等



新型インフルエンザ等対策特別措置法が想定している一般的経過例

新 型 イ ン フ ル エ ン ザ 発 生

第一段階 海外で発生（病原性が不明な段階）

政府対策本部立ち上げ

行動計画に基づき、基本的対処方針策定
検疫の実施、特定接種の実施等

第二段階 病原性も明らかになってくる。国内に侵入

病原性等が強いおそれがある場合

緊急事態宣言

外出自粛、催物の開催の制限の要請等
住民への予防接種
臨時の医療施設における医療提供 等

緊急事態宣言終了

左 記 以 外

本部のみ継続

本部の廃止

新型インフルエンザ等発生時の流れと主な措置について

厚生労働大臣の新型インフルエンザ等の発生の公表

※ WHO等との連携

政府対策本部の設置

- 基本的対処方針の作成
- 特定接種(登録事業者(医療関係者、社会機能維持事業者)の従業員等に対する先行的予防接種)の実施
- 海外発生時の水際対策の的確な実施
- 現地対策本部の設置(必要に応じて)

都道府県対策本部の設置

- 特定接種の実施への協力
- 医師等への医療従事者の要請・指示等

＜市町村＞

【任意に対策本部設置可】

※法律に基づく対策本部ではない

- 特定接種の実施への協力

新型インフルエンザ等緊急事態宣言(国)

＜国＞

- まん延の防止に関する措置
 - ・住民に対する予防接種の実施指示
- 国民生活及び国民経済の安定に関する措置
 - ・ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請・指示
 - ・特定物資の売渡しの要請・収用

＜都道府県＞

- まん延の防止に関する措置
 - ・学校等の施設や興行場、催物の制限等の要請・指示
- 予防接種の実施への協力
- 医療等の提供体制の確保に関する措置
 - ・病院や、医薬品販売業者等である指定(地方)公共機関における診療、薬品等の販売
 - ・臨時の医療施設の開設、土地等の使用
- 国民生活及び国民経済の安定に関する措置
 - ・ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請・指示
 - ・特定物資の売渡しの要請・収用
- 緊急時の埋葬・火葬

市町村対策本部の設置

- 予防接種の実施
 - ・住民に対する予防接種

新型インフルエンザ等緊急事態措置

国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得したこと等により当該疾病が新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨が公表された場合、本部廃止

緊急事態宣言が解除された場合、本部廃止

新型インフルエンザ等対策政府行動計画概要

政府行動計画に基づき、国、地方公共団体、事業者等が連携・協力し、発生段階に応じた総合的な対策を推進

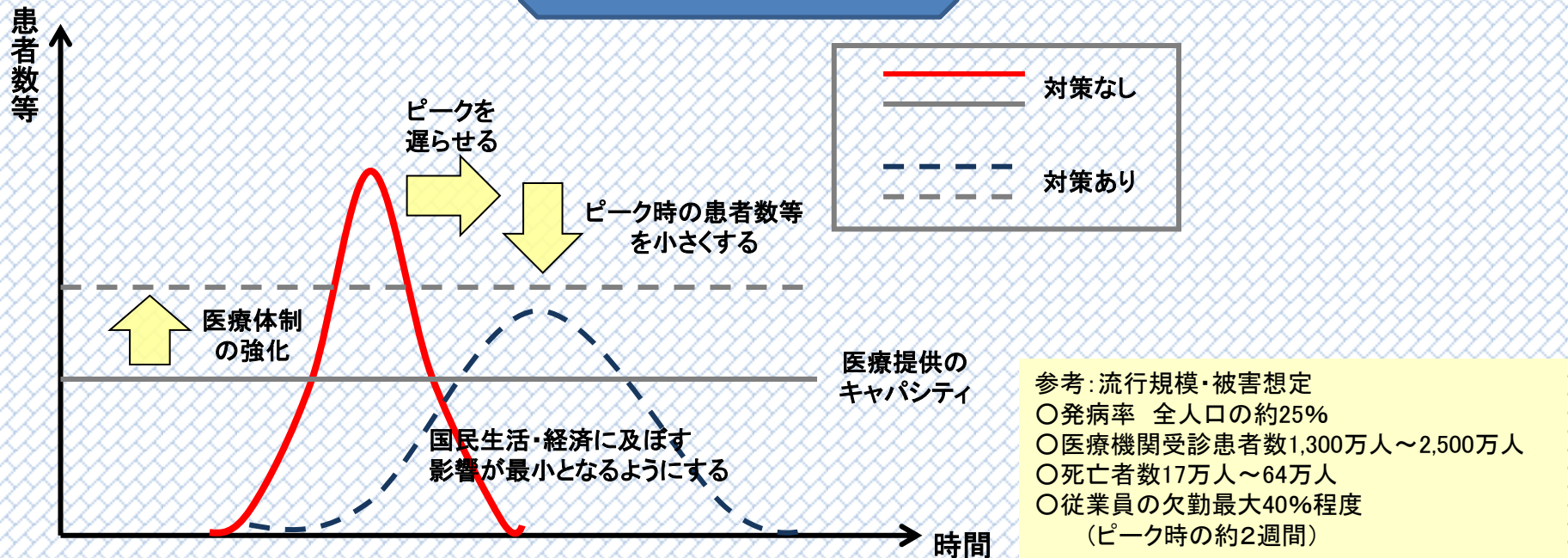
対策の目的及び基本的な戦略

- 感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する。
- 国民生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ※社会状況に応じて臨機応変に対応する。
 - ※医療機関等現場が動きやすくなるよう配慮。

対策実施上の留意点

- 基本的人権の尊重
- 危機管理としての特措法の性格
- 関係機関相互の連携協力の確保
- 記録の作成・保存

対策の効果 概念図



※上記の推計には、抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在のわが国の医療体制等を一切考慮していない

発生段階ごとの対策の概要

	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
対策の考え方	- 国内発生をできる限り遅らせる - 国内発生に備えての体制整備	- 流行のピークを遅らせるための感染対策を実施 - 感染拡大に備えた体制整備	- 対策の主眼を早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に変更 - 必要なライフライン等の事業活動を継続	- 第二波に備えた第一波の評価 - 医療体制、社会経済活動の回復
実施体制	国、地方公共団体、指定公共機関等を挙げての体制強化 - 対策本部の設置（政府・都道府県） ※疑いの段階で必要に応じ、閣僚会議を開催 - 基本的対処方針の決定 等	国、地方公共団体、指定公共機関等を挙げての体制強化 - 国内発生 of 初期に必要なに応じ政府現地対策本部の設置 ★必要に応じて緊急事態宣言（市町村対策本部の設置） 等	国内感染の拡大に伴う基本的対処方針の変更 等	- 基本的対処方針の変更 - 対策の見直し 等
サーベイランス・情報収集	発生段階に応じたサーベイランスの実施 - 国際的な連携による情報収集 - 国内発生に備えたサーベイランス体制の強化 等	- 新型インフルエンザ等患者の全数把握 - 患者の臨床情報把握 等	- 入院患者、死亡者の発生動向を調査、重症化の状況を把握 - 集団発生 of 把握（患者の増加に伴い全数把握は中止） 等	- 各国の対応に係る情報収集 - 引続き学校等における集団発生状況 of 把握 等
情報提供・共有	一元的な情報発信、国民への分かりやすい情報提供 海外での発生状況情報提供 等	- 地方公共団体との情報共有の強化、国民への情報発信の強化 - コールセンター等の充実・強化 等	同左	- 情報提供 of あり方 of 見直し - コールセンター等に寄せられた問い合わせ of とりまとめ 等

（注）段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
対策の 考え方	- 国内発生をできる限り遅らせる - 国内発生に備えての体制整備	- 流行のピークを遅らせるための感染対策を実施 - 感染拡大に備えた体制整備	- 早期の積極的な感染対策から被害軽減に変更 - 必要なライフライン等の事業活動を継続	- 第二波に備えた第一波の評価 - 医療体制、社会経済活動の回復
まん延防止・ 予防	- 水際対策の開始 - ワクチンの確保 - 特定接種の準備・開始 等	- 住民接種の準備・開始 - 住民等に対する手洗い、咳エチケット等の勧奨 ★不要不急の外出の自粛要請 ★学校等の施設の使用制限 等	- 住民等に対する手洗い、咳エチケット等の勧奨 - 住民接種の継続 ★不要不急の外出の自粛要請 ※ ★学校等の施設の使用制限 ※ ※患者数増加に伴い医療体制の負荷が過大となる特別な場合 等	第二波に備えた住民に対する予防接種の継続 等
医 療	- 国内発生に備えた医療体制整備 「帰国者接触者外来」の設置 等	- 専用外来における医療提供の継続 - 必要に応じた一般医療機関における診療の開始 - 診断・治療に資する情報等の医療機関への提供 - 抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通指導 等	- ファクシミリによる処方せん送付 - 備蓄している抗インフルエンザ薬の使用 - 医療従事者に対する従事要請及び補償 ★臨時的医療施設の設置 等	抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 等
国民生活及び国民 経済の安定の確保	- 指定公共機関等の事業継続に向けた準備 - 職場における感染対策の準備 等	- 消費者としての適切な行動の呼びかけ、事業者を買占め・売惜しみが生じないように要請 ★指定公共機関は業務の実施のための必要な措置を開始 ★緊急物資の運送 ★生活関連物資等の価格の安定 等	- 消費者としての適切な行動の呼びかけ、事業者を買占め・売惜しみが生じないように要請 ★緊急物資の運送 ★生活関連物資等の価格の安定 ★物資の売渡しの要請 ★新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資 ★権利利益の保全 等	★新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資 等

(注)段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

★新型インフルエンザ等緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置

未発生期（事前の準備）

・行動計画等の作成（国、地方公共団体、指定公共機関等） / ・訓練の実施 / ・感染症や公衆衛生に関する情報提供 / ・ワクチンの研究開発 / ・ワクチンの備蓄 / ・ワクチンの接種体制の整備 / ・抗インフル薬の備蓄 / ・地域医療体制の整備

新型インフルエンザ等対策ガイドラインの概要

- 各分野における対策の具体的な内容・実施方法等を明記。
- 本ガイドラインの周知・啓発により、国のみならず、地方公共団体、医療機関、事業者、家庭、個人等における具体的な取組をより促進。

サーベイランス・情報収集、情報提供・共有

1. サーベイランスに関するガイドライン(新規)

: 平時よりインフルエンザの発生動向について情報収集及び分析評価を行える体制を整備し、対策立案・国民等への情報還元に活用。

2. 情報提供・共有(リスクコミュニケーション)に関するガイドライン

: 国民や関係機関に適切な情報提供を行い、その理解と協力を求め、社会的混乱を防止。情報提供体制の整備。

予防・まん延防止

3. 水際対策に関するガイドライン

: 国内でのまん延をできるだけ遅らせるため、病原性等に応じた検疫を実施。在外邦人への支援等を実施。

4. まん延防止に関するガイドライン

: 流行のピークをできるだけ遅らせ、またそのピーク時の患者数等を小さくし、患者数を医療提供能力の範囲内に抑制するため、咳エチケット・手洗い等の促進や、緊急事態においては不要不急の外出の自粛、施設の使用制限の要請などのまん延防止対策を実施。

5. 予防接種に関するガイドライン(新規)

: ワクチンの確保、供給体制、特定接種及び住民接種の接種対象者および接種体制等を提示。

医療

6. 医療体制に関するガイドライン

: 医療提供体制を整備し、発生段階や役割分担に応じた適切な医療を提供。

7. 抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン

: 抗インフルエンザウイルス薬を備蓄し、流通体制を整備するとともに、医療機関における適切な投与方法を周知。

国民生活及び国民経済の安定の確保

8. 事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン

: 事業継続計画の策定や対策体制の確立等、事業者や職場における社会・経済機能の維持等に向けた取組を促進。

9. 個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策等に関するガイドライン

: 個人、家庭や地域に求められる準備や発生時における適切な行動を啓発。

10. 埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン

: 死亡者が多数となった場合の埋火葬に関する体制を整備。

【予防接種】特措法上の特定接種・住民接種

接種対象者・実施主体等

区分	対象者等	接種場所・接種体制	費用負担
特定接種 (第28条)	医療の提供、国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者のうち、厚生労働大臣の示す基準に該当する者	各事業者が接種体制を整備。 原則、集団的接種。	公費負担
住民接種 ★(第46条)	全国民 ①医学的ハイリスク者、②小児、③成人・若年者、④高齢者の4つに区分し、発生時に新型インフルエンザの病原性等を踏まえて接種順位を決定する。	市区町村が接種体制を整備。 原則、集団的接種。	公費負担

★新型インフルエンザ等緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置。新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われない場合には、予防接種法6条3項に基づく新臨時接種として住民接種を実施(被接種者に費用負担有り)。

接種スケジュール (イメージ)

ワクチン供給開始

住民接種開始

特定接種

住民接種

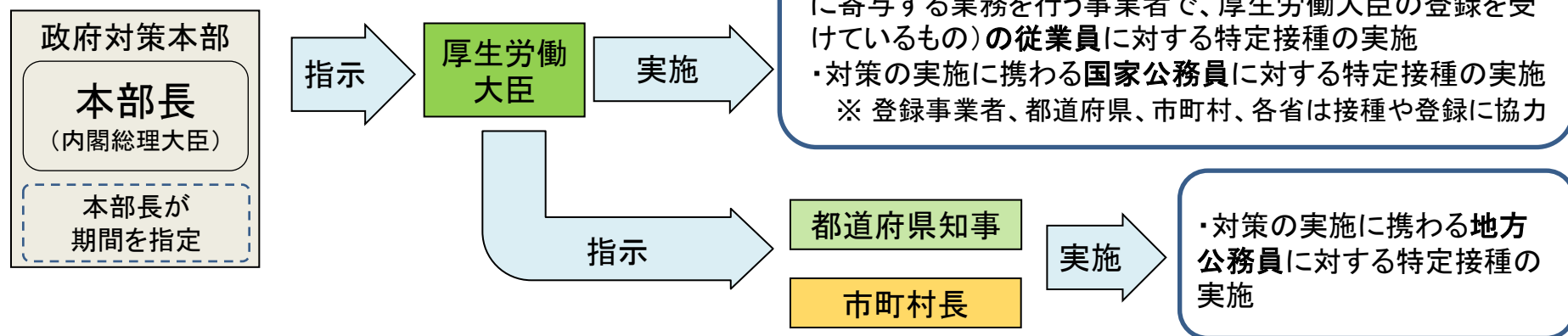
医療関係者／介護／電気・ガス・水道
警察・自衛隊・消防等……

小児／医学的ハイリスク者／
高齢者／成人・若年者・

特定接種について

新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して行う予防接種

接種のイメージ



根拠等

- 特定接種は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条に基づいて実施されるものである。また、政府行動計画やガイドラインに、接種対象となる業種、接種順位の基本的な考え方、登録の要件・基準などが定められている。これらを踏まえて、厚生労働大臣は、登録の基準、方法を告示で定めている。

留意点

- 登録事業者には、新型インフルエンザ等発生時においても、医療の提供・国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施する努力義務が課される。(特措法第4条第3項)
- 実際の特定接種の対象、接種総数、接種順位は、新型インフルエンザ等発生後に政府対策本部において判断し、基本的対処方針によって決定される。そのため、厚生労働大臣の登録を受けたからといって、必ずしも特定接種の実施対象となるわけではない。

特定接種の接種対象業種と接種順位の考え方

○ 政府行動計画において、特定接種の登録対象となる業種等を下表のとおりとするとともに、接種順位は、下表のグループ①(医療分野)からの順とすることを基本とされている。

※ 実際の特定接種対象者の範囲や接種順位等については、新型インフルエンザ等発生時に、政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定することとされている。

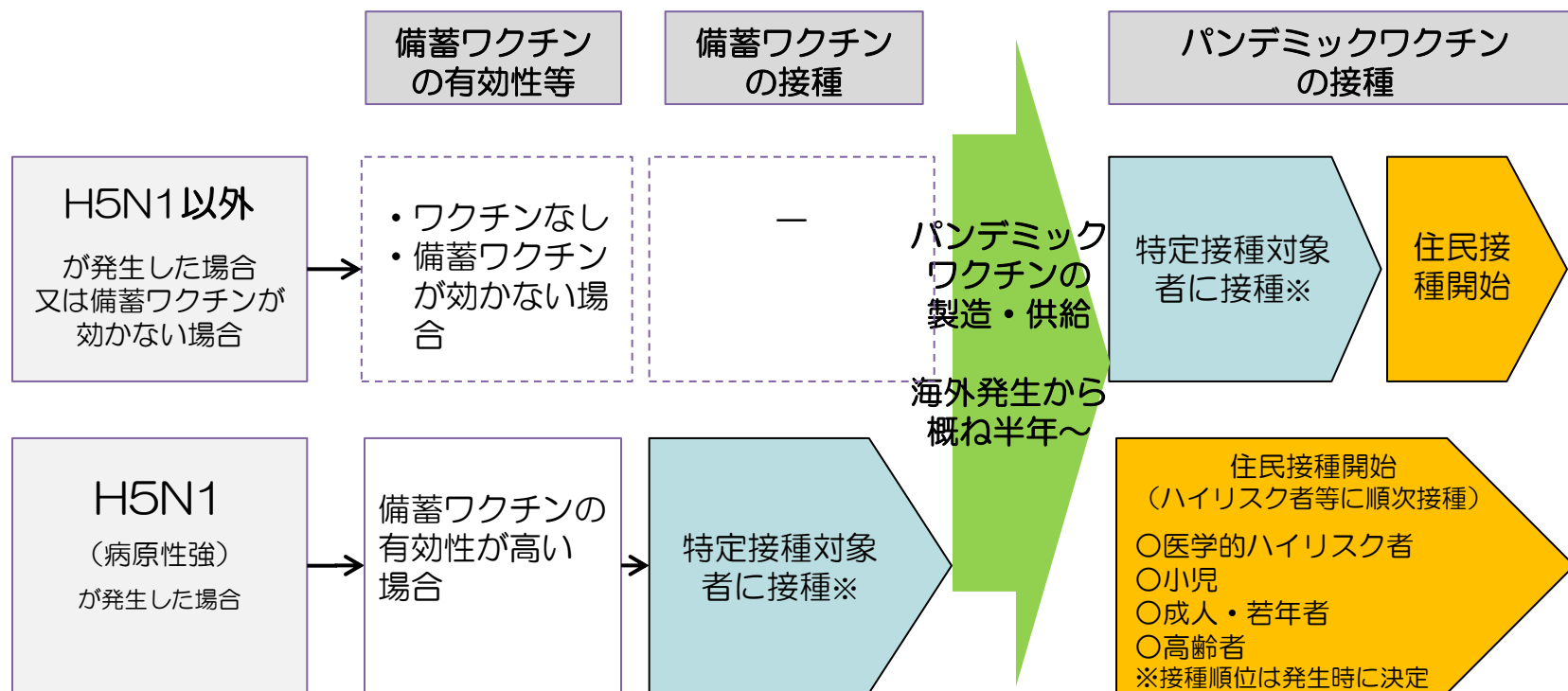
類型		業種等	接種順位
医療分野	新型インフルエンザ等医療型	新型インフルエンザ等医療	グループ①
	重大・緊急医療型	重大・緊急系医療	
新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員		新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる業務に従事する者 国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する業務に従事する者	グループ②
国民生活・国民経済安定分野	介護・福祉型	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉事業所	グループ③
	指定公共機関型	医薬品・化粧品等卸売業、医薬品製造業、医療機器修理業・医療機器販売業・医療機器貸与業、医療機器製造業、再生医療等製品販売業、再生医療等製品製造業、ガス業、銀行業、空港管理者、航空運輸業、水運業、通信業、鉄道業、電気業、道路貨物運送業、道路旅客運送業、放送業、郵便業	
	指定公共機関同類型	医薬品・化粧品等卸売業、医薬品製造業、医療機器修理業・医療機器販売業・医療機器貸与業、医療機器製造業、再生医療等製品販売業、再生医療等製品製造業、映像・音声・文字情報制作業、ガス業、銀行業、空港管理者、航空運輸業、水運業、通信業、鉄道業、電気業、道路貨物運送業、道路旅客運送業、放送業、郵便業	
	社会インフラ型	金融証券決済事業者、石油・鉱物卸売業、石油製品・石炭製品製造業、熱供給業	
	その他	飲食料品卸売業、飲食料品小売業、各種商品小売業、食料品製造業、燃料小売業、その他の生活関連サービス業、その他小売業、廃棄物処理業	グループ④

※医療分野、介護福祉型、その他の民間登録事業者と同様の業務を行う公務員(区分3の公務員)については、それぞれ民間の事業者と同順位とする。

※上下水道、河川管理・用水供給、工業用水道の業務を行う公務員については、指定公共機関型と同順位とする。

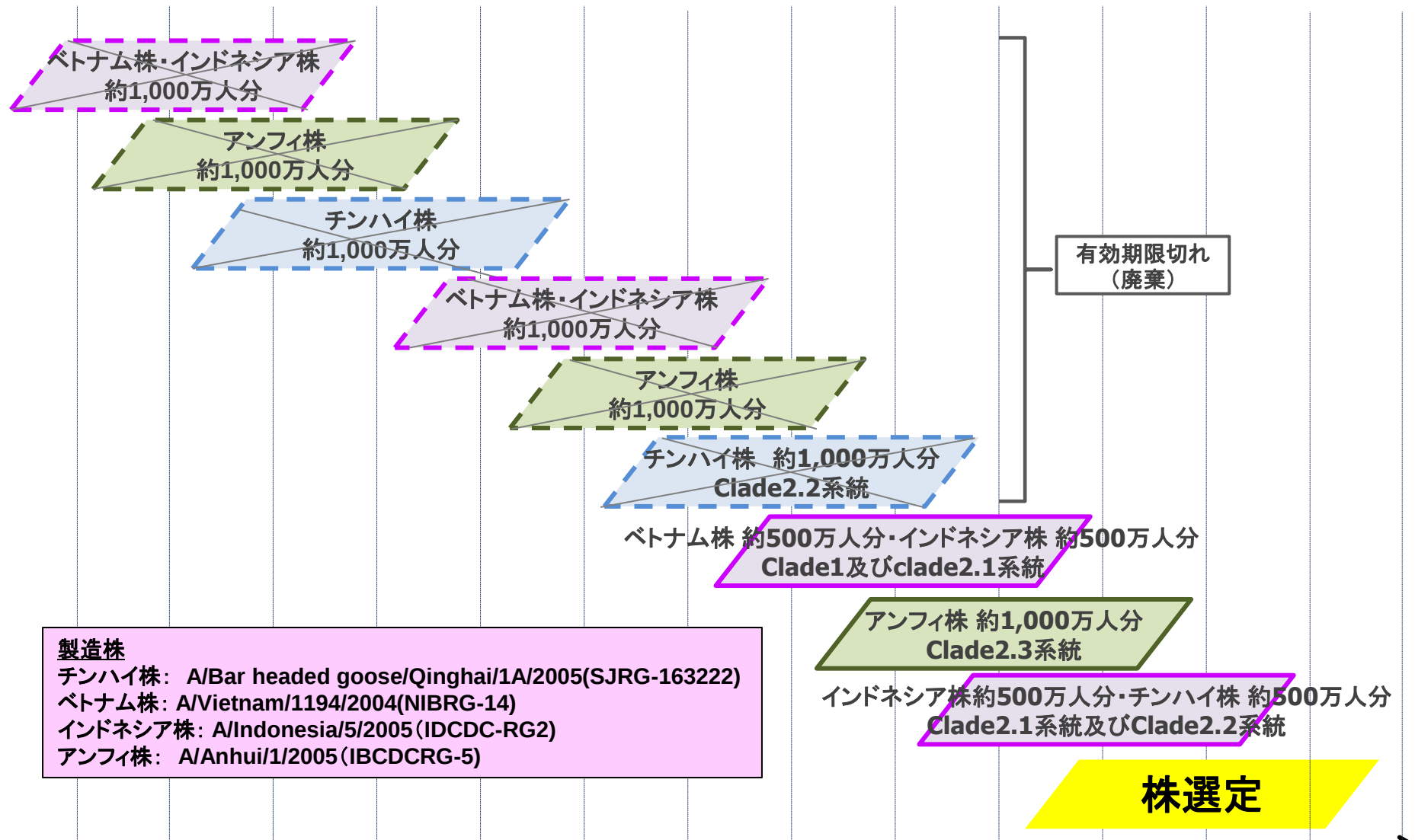
ワクチンの種類と特定接種の関係

- 新型インフルエンザのワクチンは、鳥インフルエンザ（H5N1）のウイルスを用いて製造した「プレパンデミックワクチン（備蓄ワクチン）」と、新型インフルエンザ発生後に、発生した新型インフルエンザのウイルスを用いて製造する「パンデミックワクチン」の2種類がある。
- 特定接種は、備蓄ワクチンが有効であれば、それを用いることになるが、発生した新型インフルエンザが備蓄しているH5N1以外の型であった場合、また備蓄ワクチンの有効性が低い場合は、パンデミックワクチンを用いることになる。



※ 実際の特定接種の対象、接種総数、接種順位は、新型インフルエンザ等発生後に政府対策本部において判断し、決定される。

H5N1プレパンデミックワクチン備蓄の状況



H18年度 H19年度 H20年度 H21年度 H22年度 H23年度 H24年度 H25年度 H26年度 H27年度 H28年度 H29年度 H30年度 H31年度

※ 平成18年度から、鳥インフルエンザA(H5N1)ウイルスに対するワクチンを、プレパンデミックワクチンとして、毎年1,000万人分を製造し、備蓄。

特定接種・登録対象者について

特定接種の定義(特措法第28条)

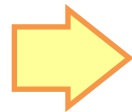
- ・「医療の提供」、「国民生活・国民経済の安定を確保するため」に実施するもの
- ・政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに臨時に行う予防接種

特定接種の登録対象者（民間事業者）

特定接種の登録対象者の基準

ステップⅠ：業種基準

- A 医療分野
- B 国民生活・国民経済安定分野
の業種に該当する事業者



ステップⅡ：事業者基準

- ①産業医を選任
かつ
- ②業務継続計画(BCP)を作成



ステップⅢ：従事者基準

登録対象業務に従事する者を登録対象者として、登録申請する。

Ⅰ 業種基準：登録基準告示*の表(登録要領の別添1の表)の「事業の種類」及び「事業の種類の細目」に該当する事業者であることが必要。*「新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」

Ⅱ 事業者基準：①産業医を選任し、かつ、②業務継続計画(BCP)を作成している事業者であることが必要。

※ただし、医療分野及び社会保険・社会福祉・介護事業については、②の要件のみ。

Ⅲ 従事者基準：登録基準告示の表(登録要領の別添1の表)の「対象業務」に従事する者に限る。

※ このほか、接種実施医療機関の確保**が必要。国民生活・国民経済安定分野は、申請時未確保も可(ただし、登録実施後速やかに確保が必要)。 ** 自施設以外で確保する場合、医療機関と覚書を締結。

※ 登録申請に当たっては、厚生労働省が周知する登録申請Q&Aのほか、国民生活・国民経済安定分野については、各業種ごとに担当府省庁が作成・周知する「業種別の登録申請Q&A」を参照していただきたい。

特定接種・対象者数の算定・登録

申請人数

①登録対象業務の従業者数※

全従業員のうち、登録対象業務に従事する者（登録対象業務に直接関与し、当該業務の継続に必要不可欠である者）の数

②常勤換算

申請人数を算定

登録人数

③総枠調整 （国民生活・ 国民経済安定分野）

接種人数

④接種数

新型インフルエンザ等発生後に
政府対策本部に
おいて判断、決定。

※外部事業者の職員が登録申請事業者に常駐して不可分一体となっている場合は、その職員も登録申請事業者の登録対象業務の従業者数に含むことができる。

なお、上記の要件に該当しない場合、登録事業者の登録人数の枠内においては、登録事業者が確実に当該業務従事者を管理することを前提に、登録事業者がその割り当てられたワクチンを外部事業者の従事者に配分することが認められる。

- 登録に当たっては、備蓄しているワクチンが最大約1,000万人分であることを考慮し、医療分野及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員を含む全体の登録申請等人数の合計が1,000万人を超える場合、全体が1,000万人程度となるように、国民生活・国民経済安定分野に係る人数を調整（総枠調整）する。
- 特定接種の接種対象業種や配布されるワクチン数等は、実際に新型インフルエンザ等が発生した際に、政府対策本部において決定されるため、登録されたことをもって必ずしも特定接種を受けられるわけではない。
- 登録する際に、厚生労働省のホームページにおいて、登録事業者の事業者名、事業所名及び所在地等（国民生活・国民経済安定分野については、登録人数を含む。）を公表。また、新型インフルエンザ等の発生後、特定接種を実施した際に、実施した登録事業者名等を公表。
- 民間の登録事業者と同様の職務に従事する「区分3の公務員」*も、医療分野及び国民生活・国民経済安定分野において対象者数を所属機関が厚生労働省に報告。 * 政府行動計画p82、新型インフルエンザ等対策ガイドラインp119参照

業務継続計画（BCP）の作成

- 登録申請事業者は、業務継続計画（診療継続計画）を作成し、主たる事務所又は事業所に備え付けなければならない。
- 業務継続計画に記載すべき事項は、以下のとおり。
 - ・ 新型インフルエンザ等発生時の業務継続方針（診療継続方針）
 - ・ 新型インフルエンザ等発生時の重要業務、縮小業務及び休止業務の分類並びに重要業務の継続方針
 - ・ 新型インフルエンザ等発生時の重要業務継続のための具体的方策
 - ・ その他必要な事項（特定接種の実施に必要な事項等）※
 - ※ 「特定接種の実施に必要な事項」については、少なくとも、業務、接種人数及び接種場所の3点に関して記載をしていただきたい。接種人数については、接種予定者名簿作成の方針等の記載を求めるもので、具体的な人数の記載までを求めるものではない。

（参考）

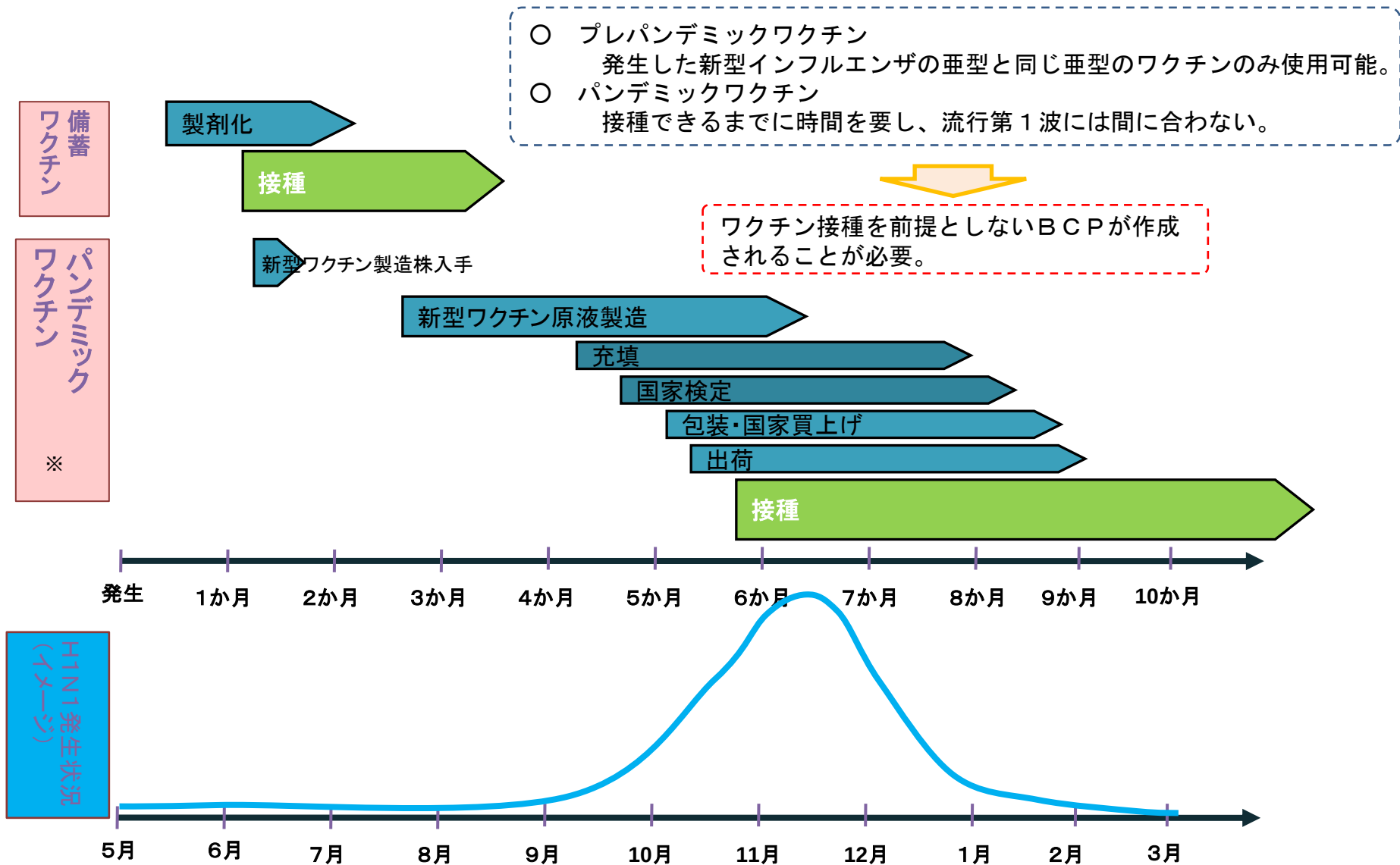
- ・ 「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」において、「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」を策定しており、適宜参考にしていただきたい。

【事業継続計画の策定・実施の留意点】

- 1 新型インフルエンザ等対策体制の検討・確立
- 2 従業員に対する感染対策の検討、実施
- 3 感染対策を講じながら業務を継続する方策の検討・実施
- 4 従業員に対する教育・訓練

参考資料：策定方法に関する各府省等のガイドライン等

新型インフルエンザの流行状況と接種スケジュールイメージ (2009年新型インフルエンザの流行状況に基づく例)



※ パンデミックワクチンの生産スケジュールは、新型インフルエンザ対策総括会議(平成22年5月19日)「新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの生産について」を参考に作成